

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月14日

【会社名】 株式会社識学

【英訳名】 SHIKIGAKU. Co., Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 広大

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03 - 6821 - 7560(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 宮下 貴行

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03 - 6821 - 7560(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
株式 585,091,947円

【安定操作に関する事項】 該当事項は有りません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	725,021株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)については、2026年4月14日開催の当社取締役会においてその発行を決議しています。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、当社の保有する当社普通株式を処分する方法(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものです。
3. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	-	-
	自己株式の処分	725,021株	585,091,947 (注) 3
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	725,021株	585,091,947	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込額の総額であります。
3. 本第三者割当は、本自己株式処分により行われるものであるため、資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
807	-	100株	2026年4月30日(木)	-	2026年4月30日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は、株式会社ティーケーピー(以下「割当予定先」又は「TKP」といいます。)との間で本自己株式処分に係る総数引受契約を本有価証券届出書の効力発生後に締結します。払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、割当予定先に係る本自己株式処分の発行は行われないこととなります。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
4. 申込方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社識学	東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
585,091,947	7,500,000	577,591,947

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 自己株式処分による手取金の使途とは、本第三者割当増資による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは、本第三者割当に係る諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
当社グループの事業拡大を目的としたM&A案件における対象会社の株式取得資金、アドバイザー費用、PMI関連費用等。M&Aのターゲットは、識学を用いた組織改善によるシナジーが見込まれる国内の中小企業(主に優れた技術やサービスを有するモノづくり企業)。1案件あたり数億円程度を想定。万一、支出予定時期までに具体的なM&A案件が実行されず未充当資金が生じた場合には、海外展開やハンズオン支援ファンド等の新規事業投資に充当。	577,591,947円	2027年2月期

(注) 調達資金は、支出実行まで銀行の定期預金で管理いたします。

## &lt; 前回ファイナンスの調達・充当状況 &gt;

## 公募による新株式の発行

当社は、2019年2月の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場への上場時に公募による株式の発行(ブックビルディング方式)及び第三者割当による株式の発行(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)を行いました。これらのファイナンスの調達・充当状況は下表のとおりであります。

## ・公募増資(新規上場時)

払込期日	2019年2月21日
調達資金の額	391,440,000円(差引手取概算額)
発行価額	1,656円
募集時における発行済株式数	2,200,000株
当該募集による発行株式数	240,000株
募集後における発行済株式数	2,440,000株
発行時における 当初の資金用途	公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおりであります。 当社の認知度向上やサービス提供エリアの拡大を見据えた集客のためのウェブマーケティング費用、TVCMや雑誌等のメディアに係る広告宣伝費 2020年2月期に222,250千円、2021年2月期42,635千円 講師人材等の確保のための人件費等 2020年2月期113,410千円、2021年2月期94,830千円
発行時における支出予定時期 (注)	2020年2月期及び2021年2月期 2020年2月期及び2021年2月期
現時点における 資金の充当状況	公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおり充当しております。 2020年2月期の講師人材等の確保のための人件費等 113,410千円 2020年2月期のウェブマーケティング費用等に掛かる広告宣伝費 222,250千円 2021年2月期のウェブマーケティング費用等に掛かる広告宣伝費 42,635千円 2021年2月期の講師人材等の確保のための人件費等 94,830千円

(注) 金額については下記第三者割当増資(新規上場時)における調達資金の額(差引手取概算額)と併せた手取概算額合計473,125,000円の内訳です。

## ・ 第三者割当増資(新規上場時)

払込期日	2019年3月26日
調達資金の額	81,685,000円(差引手取概算額)
発行価額	1,656円
募集時における発行済株式数	2,440,000株
当該募集による発行株式数	49,500株
募集後における発行済株式数	2,489,500株
発行時における 当初の資金使途	<p>公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおりであります。</p> <p>当社の認知度向上やサービス提供エリアの拡大を見据えた集客のためのウェブマーケティング費用、TVCMや雑誌等のメディアに係る広告宣伝費 2020年2月期に222,250千円、2021年2月期42,635千円</p> <p>講師人材等の確保のための人件費等 2020年2月期113,410千円、2021年2月期94,830千円</p>
発行時における支出予定時期	<p>2020年2月期及び2021年2月期</p> <p>2020年2月期及び2021年2月期</p>
現時点における 資金の充当状況	<p>公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおり充当しております。</p> <p>2020年2月期の講師人材等の確保のための人件費等 113,410千円、 2020年2月期のウェブマーケティング費用等に掛かる広告宣伝費 222,250千円 2021年2月期のウェブマーケティング費用等に掛かる広告宣伝費 42,635千円 2021年2月期の講師人材等の確保のための人件費等 94,830千円</p>

## ・ 第三者割当増資

払込期日	2023年2月6日
調達資金の額	492,450,500円(差引手取概算額)
発行価額	581円
募集時における発行済株式数	8,276,100株
当該募集による発行株式数	860,500株
募集後における発行済株式数	9,136,600株
発行時における 当初の資金使途	大企業の受注拡大にむけた広告宣伝費 200百万円 大企業開拓にむけた営業人員の人件費・採用費 2024年2月期に50百万円、2025年2月期に50百万円 プラットフォームサービスにおける大企業向け機能開発のための投資 192百万円
発行時における支出予定時期	2023年3月～2024年2月 2024年2月期及び2025年2月期 2023年3月～2025年2月
現時点における 資金の充当状況	調達資金は以下のとおり充当しております。 大企業の受注拡大にむけた広告宣伝費 200百万円 大企業開拓にむけた営業人員の人件費・採用費 2024年2月期 50百万円 2025年2月期 50百万円 プラットフォームサービスにおける大企業向け機能開発のための投資 192百万円

## 第三者割当による新株予約権の発行

## 第4回新株予約権

割当の効力が発生する日	2021年4月6日
調達資金の額	1,714,970,400円(差引手取概算額:1,707,970,400円) (内訳)新株予約権発行による調達額:7,770,400円 新株予約権行使による調達額:1,707,200,000円
発行価額	総額7,770,400円(新株予約権1個につき883円)
行使価額	1株当たり1,940円
割り当てた新株予約権の個数	8,800個
当該募集による発行株式数	860,500株
割当て効力発生日における発行済株式総数	7,534,500株
割当先	S M B C 日興証券株式会社
当該募集による潜在株式数	880,000株(新株予約権1個につき100株)
発行時における当初の資金使途	識学ハンズオン支援ファンドへの出資資金:1,000百万円 講師100名体制の構築を目的とした人材採用費・人件費:432百万円 新規顧客獲得を目的とした広告宣伝費:275百万円
発行時における支出予定時期	2021年4月～2024年2月 2021年4月～2024年2月 2021年4月～2024年2月
現時点における資金の充当状況	本新株予約権を6,507個行使し、1,183百万円を調達しております。 調達した資金の資金使途ごとの充当状況は下記のとおりとなります。 識学ハンズオン支援ファンドへの出資資金 本資金使途に対して1,000百万円を調達しております。 2021年6月の新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合の組成に伴い49百万円を充当しております。 また、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合からのキャピタルコールに伴い693百万円を充当しております。 残額の258百万円は、ファンドから投資先への投資を実行する際に充当を予定しておりますが、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。 講師100名体制の構築を目的とした人材採用費・人件費 本資金使途に対して183百万円を調達し、全額充当しております。 新規顧客獲得を目的とした広告宣伝費 実際の調達資金が調達予定額を下回ったため未調達であります。

(注) 当社は、2022年1月14日開催の取締役会において第4回新株予約権の残存個数である2,293個を取得及び消却することを決議し、2022年1月31日付で消却しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社ティーケーピー
本店の所在地	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル2F
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第20期(自 2024年3月1日 至2025年2月28日) 2025年5月30日関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第21期(自 2025年3月1日 至2025年8月31日) 2025年10月15日関東財務局長に提出

##### (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式860,500株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は、当該会社との間に、以下の取引関係があります。 ・貸会議室の利用

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

##### (3) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、「識学」を用いた組織コンサルティング事業及び「識学」を用いたプラットフォームサービス事業を展開しており、組織運営上の課題解決を通じた顧客企業の成長支援を行っております。今後の更なる成長のためには、既存事業の成長に加え、M&Aを通じてハンズオン支援等による非連続的な事業拡大が必要不可欠であると考えております。

今回、当社がTKPを割当予定先として選定いたしましたのは、同社が当社の既存株主かつ資本業務提携パートナーとして当社の経営方針及び成長戦略を深く理解しているためです。当社とTKPIは、2023年1月20日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にて公表した資本業務提携契約に基づき、これまで同社の顧客基盤や空間リソースを活用した協業を推進してまいりました。今回の自己株式の処分は、当該提携関係をより強固なものとし、M&Aによる事業拡大を通じて当社の企業価値向上及び両社の提携効果の最大化に資すると判断し、そのための資金拠出について賛同を得られたためであります。また、両社の提携関係をより一層強固なものとするため、本日付で既存の資本業務提携契約の一部を変更する覚書を締結し、新たに「相手方に対する顧客紹介を含む各当事者が提供するコンサルティングサービスの拡充及び協業」を推進すること、並びにTKPより当社の社外取締役候補者1名の推薦を受け入れ、当社の経営体制及びコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを合意いたしました。

なお、TKPが推薦する社外取締役候補者が当社の社外取締役に選任された場合、TKPは当社のその他の関係会社に該当することとなります。当社は、TKPが当社のその他の関係会社に該当した場合には、適時開示規則に基づき速やかに開示を行います。

##### (4) 割り当てようとする株式の数

普通株式 725,021株

(5) 株券等の保有方針

当社は、本自己株式処分により処分する株式について、割当予定先であるTKPより、中長期的に保有する方針であることを確認しております。

また当社は、割当予定先から、割当予定先は払込期日から2年以内に本自己株式処分により処分される当社の株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告をすること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。また、割当予定先は、本資本業務提携契約において、同契約の有効期間中、その保有する当社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、当社の事前の書面による同意を取得しなければならない旨を合意しております。

(6) 払込みに要する資金の存在について

当社は、割当予定先であるTKPの2026年1月14日付「2026年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」において、2025年11月30日時点における連結貸借対照表上の「現金及び預金」残高が22,518百万円であることを確認しております。本自己株式処分に係る払込金額の総額は585,091,947円であり、上記現金及び預金残高により充当が可能であることから、本自己株式処分に係る払込みに要する資金の存在に支障はないものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるTKPについて、同社が東京証券取引所グロース市場に上場している企業（証券コード：3479）であることから、同社の公表情報等を確認するとともに、株式会社日経メディアマーケティングが提供する「日経テレコン」記事検索等を利用して、同社及び同社役員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（以下「反社会的勢力」といいます。）と何らかの関係を有しているか否かについて調査を行いました。その結果、同社及び同社役員等が反社会的勢力と関係を有している事実はないと判断しております。

また、当社は同社より、同社及び同社役員等が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力との関与もない旨の確認書を受領する予定であります。

## 2 【株券等の譲渡制限】

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先が取得する株式については、本資本業務提携契約において、保有する当社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、当社の事前の書面による承諾を取得しなければならない旨を合意しております。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

処分価額については、割当予定先との協議により、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である2026年4月13日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値である1株807円といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、また、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社の企業価値を最も適切に表すものであり、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格として合理性があると判断したためであります。

なお、当該処分価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2026年4月13日の直前1ヶ月間(2026年3月14日から2026年4月13日まで)の東京証券取引所における当社株式終値平均値783円(単位未満四捨五入。終値平均値につき以下同じ。)に対し3.08%のプレミアム、同3か月間(2026年1月14日~2026年4月13日まで)の終値の単純平均である856円に対して5.72%のディスカウント、基準日以前6か月間(2025年10月14日~2026年4月13日まで)の終値の単純平均である870円に対して7.24%のディスカウントとなります。

当社は、処分価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日)に準拠していることから、本自己株式処分の処分価額の決定方法は合理的であり、処分価額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社の監査役全員から、本自己株式処分の処分価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、かつ前述の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、725,021株(議決権数7,250個)であり、これは2026年2月末日現在の当社発行済株式総数9,138,996株に対して7.93%(2026年2月末日現在の総議決権数84,099個に対して8.62%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、本自己株式処分は、中長期的な企業価値の向上を目的とした本資本業務提携に基づくものであり、処分数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割り当て後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
安藤 広大	東京都世田谷区	1,894,400	22.53	1,894,400	22.30
株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8番地	860,500	10.23	1,585,521	17.36
株式会社ARS	東京都世田谷区代田1丁目18-16	1,120,000	13.32	1,120,000	12.26
福富 謙二	神奈川県藤沢市	869,700	10.34	869,700	9.49
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	GB 1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	252,800	3.01	252,800	2.77
梶山 啓介	東京都品川区	156,311	1.86	156,311	1.71
従業員持株会	東京都品川区大崎2丁目9-3 大崎ウエストシティビル 1階	102,100	1.21	102,100	1.12
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	89,300	1.06	89,300	0.98
株式会社五十畑	東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビルディング ラミューコレクション内	55,000	0.65	55,000	0.60
株式会社カーセブンデジタルフィールド	東京都品川区大崎2丁目1-1 大崎ウエストシティビル 3階	38,000	0.45	38,000	0.42
計	-	5,438,111	0.45	38,000	0.42

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、2026年2月28日現在の総議決権数(84,099個)に本自己株式処分に係る議決権数(7,250個)を加算した数(91,349個)で除して算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 当社は、自己株式725,021株(2026年2月28日現在)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(提出日2025年5月29日)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年4月14日)までの間において生じた変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年4月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日(2025年5月29日)以後、本有価証券届出書提出日(2026年4月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年5月29日提出の臨時報告書)

#### 1. 提出理由

2025年5月28日の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年5月28日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役4名選任の件

安藤 広大、梶山 啓介、大野 一美、泉 雄介の4名を選任するものであります。

###### 第2号議案 監査役1名選任の件

細窪 政の1名を選任するものであります。

###### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

永田 幸洋の1名を選任するものであります。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 取締役4名選任の件					
安藤 広大	52,539	275	0	(注)	可決 99.40
梶山 啓介	52,533	281	0		可決 99.39
大野 一美	52,425	389	0		可決 99.19
泉 雄介	52,519	295	0		可決 99.36
第2号議案 監査役1名選任の件					
細窪 政	52,534	284	0	(注)	可決 99.38
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
永田 幸洋	52,424	394	0	(注)	可決 99.18

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年10月15日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2025年10月10日

(2) 当該事象の内容

当社が2024年に業務委託契約を締結した際に支払った前払費用及び長期前払費用に関して、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、回収可能価額をゼロとして合計157,436千円の減損損失を計上しております。

当社の子会社(福島スポーツエンタテインメント株式会社)の店舗の閉店に伴い、将来の収益が見込めなくなったことにより、回収可能価額をゼロとして合計3,349千円の減損損失を計上しております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事情により、2026年2月期の個別決算において、減損損失157,436千円を特別損失として計上いたします。

また、2026年2月期の連結決算において、減損損失160,785千円を減損損失として計上いたします。

3 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(提出日2025年5月29日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2025年5月29日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年4月14日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年7月4日(注)	6,000	9,138,996	252	10,252	252	1,096,196

(注) 第1回新株予約権の行使による増加であります。

4 最新の業績の概要について

2026年4月13日開示致しました「2026年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に掲載されている第11期(自2025年3月1日至2026年2月28日)会計年度の財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## ( 1 ) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,312,580	2,098,898
売掛金	574,587	673,262
営業投資有価証券	993,292	1,186,865
商品	8,918	17,014
貯蔵品	1,632	267
前払費用	243,960	183,519
その他	25,614	8,777
貸倒引当金	10,217	23,233
流動資産合計	4,150,368	4,145,371
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	144,453	168,258
減価償却累計額	46,014	57,235
建物及び構築物（純額）	98,439	111,022
工具、器具及び備品	39,581	59,965
減価償却累計額	25,719	38,263
工具、器具及び備品（純額）	13,861	21,702
建設仮勘定	37,941	9,790
有形固定資産合計	150,242	142,514
無形固定資産		
ソフトウェア	104,182	67,926
その他	-	10,335
無形固定資産合計	104,182	78,261
投資その他の資産		
投資有価証券	91,272	116,663
繰延税金資産	70,498	103,700
その他	328,815	273,011
貸倒引当金	200	200
投資その他の資産合計	490,386	493,175
固定資産合計	744,811	713,951
資産合計	4,895,179	4,859,323

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内返済予定の長期借入金	238,870	63,828
未払金	222,162	325,475
未払費用	280,413	306,903
未払法人税等	227,296	51,106
前受金	308,011	345,601
その他	69,327	57,623
流動負債合計	1,346,081	1,150,537
<b>固定負債</b>		
長期借入金	106,269	42,441
繰延税金負債	5,426	6,944
固定負債合計	111,695	49,385
負債合計	1,457,777	1,199,923
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	10,000	10,252
資本剰余金	2,287,553	2,287,805
利益剰余金	651,279	945,397
自己株式	490,234	490,234
株主資本合計	2,458,599	2,753,220
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	1,157	5,812
その他の包括利益累計額合計	1,157	5,812
新株予約権	76,555	113,990
非支配株主持分	901,090	786,376
純資産合計	3,437,402	3,659,400
負債純資産合計	4,895,179	4,859,323

## ( 2 ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
売上高	5,369,123	6,536,914
売上原価	1,631,927	2,164,989
売上総利益	3,737,195	4,371,924
販売費及び一般管理費	3,406,316	3,880,381
営業利益	330,878	491,543
営業外収益		
投資事業組合運用益	330	511
受取利息及び配当金	1,288	4,823
助成金収入	14,972	8,266
違約金収入	6,000	-
新株予約権戻入益	-	9,312
消費税差額	3,972	-
その他	10,632	10,853
営業外収益合計	37,196	33,767
営業外費用		
支払利息	4,523	2,810
持分法による投資損失	3,633	2,459
支払手数料	-	18,637
その他	3,355	2,103
営業外費用合計	11,513	26,010
経常利益	356,562	499,300
特別利益		
投資有価証券売却益	203,022	-
知的財産権譲渡益	10,000	-
特別利益合計	213,022	-
特別損失		
減損損失	-	160,785
特別損失合計	-	160,785
税金等調整前当期純利益	569,585	338,515
法人税、住民税及び事業税	231,091	167,484
法人税等調整額	13,721	35,137
法人税等合計	217,370	132,347
当期純利益	352,215	206,168
非支配株主に帰属する当期純損失( )	74,357	87,949
親会社株主に帰属する当期純利益	426,572	294,117

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
当期純利益	352,215	206,168
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,740	9,097
その他の包括利益合計	1,740	9,097
包括利益	350,475	215,265
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	423,528	298,772
非支配株主に係る包括利益	73,053	83,507

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	2,287,553	224,707	290,245	2,232,015
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			426,572		426,572
自己株式の取得				199,988	199,988
新株予約権の発行					-
新株予約権の取得及び消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	426,572	199,988	226,583
当期末残高	10,000	2,287,553	651,279	490,234	2,458,599

	その他の包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	4,201	46,996	801,948	3,085,160
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				426,572
自己株式の取得				199,988
新株予約権の発行		32,003		32,003
新株予約権の取得及び消却		2,443		2,443
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,043	-	99,142	96,098
当期変動額合計	3,043	29,559	99,142	352,242
当期末残高	1,157	76,555	901,090	3,437,402

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	2,287,553	651,279	490,234	2,458,599
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	252	252			504
親会社株主に帰属する当期純利益			294,117		294,117
新株予約権の発行					-
新株予約権の取得及び消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	252	252	294,117	-	294,621
当期末残高	10,252	2,287,805	945,397	490,234	2,753,220

	その他の包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	1,157	76,555	901,090	3,437,402
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				504
親会社株主に帰属する当期純利益				294,117
新株予約権の発行		46,747		46,747
新株予約権の取得及び消却		9,312		9,312
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,655	-	114,714	110,058
当期変動額合計	4,655	37,434	114,714	221,997
当期末残高	5,812	113,990	786,376	3,659,400

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	569,585	338,515
減価償却費	64,753	64,172
減損損失	-	160,785
株式報酬費用	32,003	46,747
貸倒引当金の増減額（は減少）	306	13,016
受取利息及び受取配当金	1,288	4,823
助成金収入	14,972	8,266
知的財産権譲渡益	10,000	-
支払利息	4,523	2,810
投資事業組合運用損益（は益）	330	511
新株予約権戻入益	-	9,312
持分法による投資損益（は益）	3,633	2,459
投資有価証券売却損益（は益）	203,022	-
売上債権の増減額（は増加）	38,226	98,675
前払費用の増減額（は増加）	357	34,019
営業投資有価証券の増減額（は増加）	349,794	193,573
前受金の増減額（は減少）	15,156	37,590
未払金の増減額（は減少）	11,533	96,822
未払費用の増減額（は減少）	45,570	26,489
未払消費税等の増減額（は減少）	21,303	30,109
その他	59,627	28,364
小計	143,717	438,482
利息及び配当金の受取額	1,288	4,823
助成金の受取額	14,972	8,266
利息の支払額	4,523	2,810
法人税等の支払額	8,663	342,004
法人税等の還付額	21,509	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	168,300	106,756
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	45,160	25,036
無形固定資産の取得による支出	54,597	4,783
知的財産権の譲渡による収入	11,000	-
投資有価証券の取得による支出	-	15,000
投資有価証券の売却による収入	200,123	-
貸付けによる支出	-	674
敷金及び保証金の差入による支出	4,099	3,141
敷金及び保証金の回収による収入	11,049	2,502
その他	4,701	4,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	113,615	50,993

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 1 報告セグメントの概要

## (1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業内容を基礎とした連結会社ごとの経営管理を行っております。従いまして、当社グループは連結会社別の事業セグメントから構成されており、「組織コンサルティング事業」、「スポーツエンタテインメント事業」、「ファンド事業」の3つを報告セグメントとしております。

## (2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計期間より、VCファンド事業セグメント及びハンズオン支援ファンド事業セグメントをファンド事業セグメントとして認識しております。この変更は、事業の管理方法及び経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを統合したことになります。この変更に伴い、前連結会計年度のVCファンド事業に係るセグメント損失109,907千円及びハンズオン支援ファンド事業に係るセグメント損失20,442千円はファンド事業セグメント損失130,350千円となります。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額 (注) 2
	組織コンサル ティング事業	スポーツ エンタテイン メント事業	ファンド事業	計		
売上高						
顧客との契約 から生じる収益	4,703,595	610,043	55,483	5,369,123	-	5,369,123
外部顧客への 売上高	4,703,595	610,043	55,483	5,369,123	-	5,369,123
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	-	166,697	-	166,697	166,697	-
計	4,703,595	776,741	55,483	5,535,820	166,697	5,369,123
セグメント利益 又は損失( )	528,055	66,584	130,350	331,120	241	330,878
セグメント資産	2,646,803	278,320	1,970,055	4,895,179	-	4,895,179
その他の項目 (注) 3						
減価償却費	60,464	4,289	-	64,753	-	64,753
減損損失	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社への 投資額	-	-	638,348	638,348	638,348	-
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	50,695	44,504	-	95,200	-	95,200

(注) 1. 調整額は、セグメント間の取引消去が含まれております。

2. セグメント利益又は損失( )は連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. のれんの償却額及びのれんの未償却残高はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表計 上額 (注)2
	組織コンサル ディング事業	スポーツ エンタテインメ ント事業	ファンド事業	計		
売上高						
顧客との契約 から生じる収益	4,784,878	724,536	1,027,499	6,536,914	-	6,536,914
外部顧客への 売上高	4,784,878	724,536	1,027,499	6,536,914	-	6,536,914
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	-	558,333	-	558,333	558,333	-
計	4,784,878	1,282,870	1,027,499	7,095,247	558,333	6,536,914
セグメント利益 又は損失( )	164,911	164,016	492,438	491,543	-	491,543
セグメント資産	2,659,597	481,819	1,717,906	4,859,323	-	4,859,323
その他の項目 (注)3						
減価償却費	48,443	15,729	-	64,172	-	64,172
減損損失	157,436	3,349	-	160,785	-	160,785
持分法適用会社への 投資額	-	-	81,918	81,918	81,918	-
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	10,559	22,070	-	32,629	-	32,629

(注) 1. 調整額は、セグメント間の取引消去が含まれております。

2. セグメント利益又は損失( )は連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. のれんの償却額及びのれんの未償却残高はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	292.55円	327.91円
1株当たり当期純利益	50.06円	34.96円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	49.76円	33.61円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	426,572	294,117
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	426,572	294,117
普通株式の期中平均株式数(株)	8,521,954	8,411,920
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	51,471	340,129
(うち新株予約権(株))	51,471	340,129
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権121口 (36,300株) 第5回新株予約権891口 (89,100株) 第6回新株予約権6,000口 (600,000株)	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2024年3月1日 至 2025年2月28日	2025年5月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2024年3月1日 至 2025年2月28日	2025年6月2日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第11期中)	自 2025年3月1日 至 2025年8月31日	2025年10月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年5月29日

株式会社識学  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 尻 慶 太

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠 田 友 彦

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券及び投資有価証券（市場価格のない株式）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、「組織力」や「成長する組織への転換」に着目した投資を行い、投資先への「識学」の導入による組織改善によって成長を支援するベンチャーキャピタルファンド及び「組織改善支援×金融・ファイナンス支援」という独自性を持ったハンズオン支援ファンドを運営している。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度末において、市場価格のない株式として営業投資有価証券966,044千円及び投資有価証券62,142千円を計上しており、連結貸借対照表の総資産の21%に相当する。</p> <p>会社グループは、投資先の将来の成長を見込んだ超過収益力を考慮して、1株当たり純資産額に比して高い価格で営業投資有価証券及び投資有価証券を取得する場合があるが、財政状態の悪化や超過収益力の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施している。</p> <p>超過収益力を反映した実質価額の著しい低下の有無は、会社の策定した規程に基づき、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等の情報を用いて減損処理の要否を判断している。</p> <p>市場価格のない株式の評価においては、投資先における市場環境の変化や投資先の事業計画等に不確実性が伴い、超過収益力の毀損の有無の検討には経営者の判断が必要である。また、超過収益力の毀損の有無について経営者が判断を誤った場合には、連結財務諸表に与える潜在的な影響は大きい。</p> <p>以上のことから、当監査法人は営業投資有価証券及び投資有価証券（市場価格のない株式）の評価を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、営業投資有価証券及び投資有価証券（市場価格のない株式）の評価について、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業投資有価証券及び投資有価証券に係る会社の評価基準について、会計基準への準拠性を確認した。</li> <li>・ 投資先の事業の状況及びビジネスモデルを把握するため、会社の取締役会議事録、投資委員会議事録及び投資先概況報告書を閲覧した。</li> <li>・ 社内の評価に係る会議の資料を閲覧し、会社の営業投資有価証券及び投資有価証券の評価に係る判断過程を理解した。</li> <li>・ 投資先の超過収益力を反映した実質価額と取得原価との比較が適切に行われていることを確かめた。</li> <li>・ 投資先の財務数値の基礎となる財務諸表を閲覧し、直近事業年度の業績を把握するとともに、過年度の評価に用いられた投資先の事業計画と実績を比較し、会社の評価基準に照らした判断が適切に行われていることを確かめた。</li> <li>・ 投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況及び直近のファイナンス状況等について、投資担当役員及び投資部門担当者等への質問を実施した。</li> <li>・ 投資先の公開情報等を閲覧し、当該情報等と会社の検討資料を比較検証した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社識学の2025年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社識学が2025年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社識学

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 尻 慶 太指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠 田 友 彦

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の2024年3月1日から2025年2月28日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学の2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 営業投資有価証券及び投資有価証券（市場価格のない株式）の評価

会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末において、市場価格のない株式として営業投資有価証券157,583千円及び投資有価証券38,178千円を計上している。

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「営業投資有価証券及び投資有価証券（市場価格のない株式）の評価」と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月9日

株式会社識学  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田尻慶太

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠田友彦

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。